

島根県の対応

島根県対策本部決定

県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

要請の期間は、令和5年2月28日から当面の間とする。

1. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 人と人との距離の確保
- (3) マスクの着用（不織布マスクを推奨）
- (4) 手洗いなどの手指衛生
- (5) こまめな換気

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

高齢者や基礎疾患のある方と同居している方は、特に感染防止対策を徹底すること。

2. マスク着用の考え方

令和5年3月13日以降は、マスクを着用するかどうかは、個人の

判断に委ねることを基本とする。

なお、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な以下の場面では、マスクの着用を推奨する。

- (1) 医療機関受診時
- (2) 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時及びこれらの施設等の従事者の勤務時
- (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能であるものを除く。）
- (4) 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時

ただし、症状がある方、検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方で、通院等やむを得ず外出をする時は、マスクを着用すること。

なお、マスク着用の考え方の適用に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断を尊重すること。
- (2) 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されること。

3. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. ワクチンの早期接種

新型コロナウイルス感染症の重症化の予防等のため、迅速なオミクロン株対応ワクチンの接種を進め、接種を希望する全ての方が接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと。

5. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を令和5年3月31日までとする。(特措法第24条第9項に基づく要請)

6. 都道府県をまたぐ移動

帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。ただし、発熱等の症状がある場合は控えること。

7. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用すること。

8. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

9. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応(別紙)」に示す要件に沿って開催すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

10. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

11. 誹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

島根県の対応（令和5年2月28日島根県対策本部決定）

【令和5年2月28日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和5年2月10日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和5年2月10日付け事務連絡）に基づき、令和5年2月28日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とする。

	①感染防止安全計画を策定（注1）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限 （注3）	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率 （注3）	100%	

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

（注2）様式は別に定める。

（注3）人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

- (2) 大規模なイベント等（参加者5,000人超かつ収容率50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注2）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。
 なお、令和5年3月13日以降のマスクの着用については、「着用は個人の判断に委ねることを基本とする」ことを踏まえ、主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要のないこと及び主催者等が感染対策上又は事業上の理由等により、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることができることに留意すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和5年2月10日付け事務連絡を確認すること。